(案)

平成 27 年 12 月 日

各都道府県知事 殿 各市区町村長 殿

規制改革会議議長 岡 素之

「地方版規制改革会議」設置のお願い

私ども規制改革会議では、政府の地方創生の取組に呼応して、昨年来、まち・ひと・しごと創生本部と連携のもと、"地域が主役"との観点から、規制改革ホットラインを通じて、地域からの規制改革要望を積極的に受けとめ、地域活性化に資する規制改革をテーマに検討を進めております。

こうした中で、民間事業者等から寄せられる規制改革要望の中には、国の規制に関することのみならず、地方自治体が所管されている規制に関するものもございます。このため、地域のニーズに即応した規制改革を進めるためには、より現場に近い所で、継続して改革に取り組む体制を整えることが効果的ではないかと考え、本年6月の「規制改革に関する第3次答申」において、地方自治体に「地方版規制改革会議」を設置することを提案し、政府の「規制改革実施計画」として閣議決定いただきました。(提案趣旨等は同封資料ご参照)

現在、各地方自治体におかれましては、来年3月に向けて「地方版総合戦略」を策定されていることと存じます。その総合戦略のもと、地域の潜在力を最大限に引き出し、活力ある地域コミュニティを実現するための阻害要因となっているような規制・制度を取り除くことは重要な課題であると拝察いたします。

そこで、この機会に、地域における規制改革会議の設置について、是非ご検 討いただきたくお願い申し上げます。

ご検討をお願いするにあたり、各自治体の規制改革の状況、また自治体のリーダーである皆さま方のご見解をお伺いしたく、別紙の各項目についてご回答をいただき、来年1月末までに、事務局の内閣府規制改革推進室宛に、ご返送下さるようお願い申し上げます。お忙しい中大変恐縮ではございますが、何卒よろしくお願いいたします。

ご参考までに、私どもが考えている「地方版規制改革会議」のイメージを同封 資料の2ページに記載しておりますが、必要に応じ、事務局より補足説明等さ せていただきますので、ご遠慮なくお問い合わせください。

<同封資料>

○「地方版規制改革会議」について

○ 「地方版総合戦略」の策定・実施に当たって、阻害要因となり得る国又は地
方の規制はありますか。 !
○ 阻害要因となり得る規制がある場合、それについてどのような規制改革が必
要とお考えですか。
Li
○ 「地方版規制改革会議」の設置について、どのようなご意向をお持ちですか。
以下からお選びください。
ア. ぜひ設置を検討したい。
イ. 更に詳細を確認した上で要否を検討したい。
ウ. 設置検討の予定はない。
エ. その他(
<u> </u>
○ 本件に関するご連絡先をご記載ください。
)。 「
pl)有 .
お名前 :
お電話番号:

【ご返送先】 内閣府規制改革推進室 地方版規制改革会議担当

FAX: 03-3581-1399

「地方版規制改革会議」について

1. 規制改革の必要性

公的な規制については、それが制度化された当初は、その時点での必要性に基づいて定められたものであるが、年月を経る中で、社会構造や経済情勢が変化し、その結果、創設当時には一定の合理性を有していた規制が、現在では事業者の創意工夫を阻害したり、利用者の多様な選択の妨げとなっている場合がある。

地方創生を実現するためには、地域における産業振興、雇用創出、地域コミュニティの強化等が必要と考えられるが、その際、時代や環境の変化に即した規制の見直し(規制改革)が果たす役割は大きい。

2. 国の規制と地方の規制

我が国においては、国が定める法令から通達などの運用レベルのものまで多種多様な規制が存在しているが、ある規制について国が一定のルールを定める一方で、具体的な規制内容を地方自治体の条例等に委ねている場合(※)がある。

国の規制については、国の「規制改革会議」で見直しを行っているが、条例等に基づく地方の規制について、地域の二一ズに即応して見直しを進めるためには、地域の実情をよく知る地域において、課題を発掘して取り組むことが不可欠である。そこで、国の「規制改革会議」では、地方自治体に「地方版規制改革会議」を設置することを提案している。

- ※例 ① 飲食店等の営業を営む場合は、食品衛生法上、都道府県知事等の許可が必要とされている。業種別の施設基準は、都道府県が条例で定めることとされている。
 - ② 旅館業を営む場合は、旅館業法上、都道府県知事等の許可が必要と されている。構造設備の基準(客室一室の床面積やフロントの広さ 等)は、都道府県が条例で定めることとされている。

3.「地方版規制改革会議」のイメージ(一例)

- つ 有識者等で構成される会議(及び事務局)を設置。
- 地域住民や企業、関係団体等から規制改革に係る提案を受け付け。
- 〇 関係部局等において提案内容を検討。
- O その検討の結果を会議で検証し、見直しの必要性の有無を議論。 (注) 国の規制に係るものは「規制改革ホットライン」を通じて国に提案。
- 見直しが必要と判断したものについて改革案を取りまとめ、首長に答申。
- 首長は、答申を踏まえて、条例化等を提案・実施。
- 〇 規制改革事項が着実に措置されているかをフォローアップ。

4.「地方版規制改革会議」の設置を検討される地方自治体の皆様へ

内閣府規制改革推進室は、「地方版規制改革会議」の設置・運営に必要なノウハウ(審議の取り進め方、審議に当たって参考となる視点・事例、規制改革提案への対応方法、フォローアップの方法など)を、国の「規制改革会議」における経験をもとにご提供いたしますので、お問合せください。

【ご連絡先】 内閣府規制改革推進室 地方版規制改革会議担当 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎 8 号館 電話: 03-6257-1486 FAX: 03-3581-1399

(参考1)規制改革会議 規制改革に関する第3次答申(平成27年6月16日)抜粋

Ⅱ 各分野における規制改革

- 5. 地域活性化分野
- (1) 規制改革の目的と検討の視点
- ④その他地域活性化に資する規制改革
 - ・・・これらの規制改革事項は、関係する府省が複数にまたがるもの、主に 自治体が所管する規制の改革など地方自治体の積極的な関与が欠かせないも の、地域の同意取得など地域住民等の積極的な関与が必要なものがある。例え ば、地方自治体の条例等により上乗せされている規制について、地域の実情等 に照らして必ずしもその理由が明確でないものもある、との声も聞かれる。こ れら地域活性化に資する規制改革を効果的・効率的に進めるため、まち・ひと・ しごと創生本部とも連携し、関係府省や地方自治体、地域住民等の取り組みを 促すとともに、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略など、地方自治体や地 域住民等による地域活性化の取り組みにおいて本規制改革事項を活用するこ とを促すべく、継続的な活動を行うこととする。

また、規制改革は地道で継続を必要とする取組であるため、地域の実情をよく知る地域において、課題を発掘し、継続して取り組む体制を整えることが不可欠である。そこで、地域のニーズに即応した規制改革を進めるため、地方自治体に、地方版規制改革会議を設置することを提案している。その設置は各地方自治体の判断によることは当然であるが、前向きな取り組みが望まれるところである。地方版規制改革会議が設置された場合、国の規制改革会議としては、これまで培ってきた知見を活用できるよう、継続的に必要な支援を行っていくこととする。

(参考2) 規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定) 抜粋

Ⅱ 分野別措置事項

- 5 地域活性化分野
- (1) 規制改革の観点と重点事項
 - ・・・規制改革は地道で継続を必要とする取組であるため、地域の実情をよく知る地域において、課題を発掘し、継続して取り組む体制を整えることが不可欠である。地域のニーズに即応した規制改革を進めるため、地方自治体に、地方版規制改革会議を設置することを提案する。地方版規制改革会議が設置された場合、規制改革会議においては、これまで培ってきた知見を活用できるよう、継続的に必要な支援を行っていくこととする。

(参考3) まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)抜粋

Ⅳ. 国家戦略特区·社会保障制度·税制·地方財政等

(キ) 規制改革

地域経済の活性化を推進し、地方創生を図っていくためには、地域・民間の 創意工夫や実情に応じた取組の障害となる規制を改革していく必要がある。特 に、人口減少が進む地域にあっては、地域資源を効率的・効果的に利活用して いく取組が極めて重要であり、そのために検討すべき課題は多い。規制改革会 議と連携し、これらの規制改革に精力的に取り組む。

◎地方版規制改革会議の設置

地域の実情を最も知っているのは当該地域である。地域に即した課題を発掘し継続して取り組むため、地方公共団体に地方版規制改革会議を設置することを推奨し、必要な支援を行っていくことを検討し、成案を得る。

(参考4) 国の「規制改革会議」の概要

